全国山羊ネットワーク規約

１．本会は山羊を愛し、日本の山羊振興を図ることを目的とし、その名称は「全国山羊ネットワーク」とする。

２．本会の目的を達成するために次の事業を行う。

　　①情報交換と経験交流を行うため、年１回の山羊サミットを開催する。

　　②会報「ヤギの友」を随時発行する。

　　③必要に応じて研修を実施する。

３．会員は原則として個人加入とするが、場合によっては団体加入も認める。

４．会費は年間で個人会員3,000円、団体10,000円とし、前納を原則とする。

ただし、会費滞納が3年経過した時点で自然退会とする。

５．本会に世話人会を置く。

　　①世話人会は代表、副代表、世話人、事務局長および監事で構成する。

　　②世話人の任期は2年とし、再任は妨げない。

　　③世話人は総会において会員より選任し、代表、副代表、事務局長および監事は世話人より互選する。

６．本会は年１回総会を開く。前５の③で選出された世話人は総会において決定する。

７．各県には県組織を置くことが出来る。

８．本会の事業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

９．本会の所在地兼事務局は 〒486-0804 愛知県春日井市鷹来町菱ヶ池4311－2 名城大学農学部附属農場フィールドサイエンス研究室（畜産）に置き、事務局長は会計を兼務する。

10．議決を要する事項について、決定を急ぐ必要がある場合には、代表はこれを専決事項とすることができる。なお、専決事項は代表、副代表および事務局長の合意による（専決事項とは「山羊生産振興に係る緊急的な調査を必要とする場合」または「山羊生産振興に係る最新情報を提供するための講習会、実習をする場合」とする）。

11．前10条の専決事項を遂行した場合には、次回の総会で事後報告する。

附則　本ネットワークは、1999年6月19日に設立し、この申し合わせ事項は、同日から施行する。

附則　この申し合わせ事項は、2003年9月27日から施行する。

附則　この申し合わせ事項は、2005年9月18日から施行する。

附則　この申し合わせ事項は、2017年11月4日から施行する。

附則　全国山羊ネットワーク申し合わせを全国山羊ネットワーク規約に変更し、2018年1月15日から施行する。

附則　この規約は、2019年11月23日から施行する。

2003年9月27日一部改正

2005年9月18日一部改正

2017年11月4日一部改正

2018年1月15日一部改正

2019年11月23日一部改正